

学校感染症についての連絡

学校保健安全法において、出席停止となる感染症は、第一種～三種学校感染症に分類され、第二種・第三種の感染症については、出席停止期間の基準が下表のとおり定められています。症状により学校医その他の医師が、感染症と認めたときは、この限りではありません。

これらの感染症にかかったときは、すぐに学校へ連絡して医師の指示する期間療養してください。また医師の指示により登校を開始する際には、別紙の意見書（登校許可証）または診断書などに医師の証明をもらい、学校に提出してください。（医療機関によって違いますが、文書料がかかります。）

	病 名	出席停止期間の基準
第 二 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)以外)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻 疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風 疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)など	発生条件等により、必要があれば、第三種の感染症として措置をとることがある

上記の他に第一種(※)があり、治癒するまで出席停止。(学校保健安全法施行規則 平成 24 年 4 月 1 日施行)

※第一種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)など